

大和市立小中学校規模適正化基本方針

平成 28 年 3 月

大和市教育委員会

はじめに

大和市では、昭和40年代から50年代にかけての人口急増期に、小学校13校、中学校6校を新設しました。現在擁する小学校19校、中学校9校は、それぞれが地域に根ざし、地域によって育まれています。

近年、少子高齢化により、児童・生徒数は減少傾向にあります。しかし一方で、本市では、工場跡地へのマンション建設等により、児童・生徒数が増加する中で、学校規模と児童・生徒数に不均衡が生じ、施設面や通学区域等に課題を抱える地域も生じてきました。

このような状況から、市教育委員会では、校舎の増築やプレハブ校舎の設置、通学区域の弾力的運用等により、その不均衡の是正を図ってきましたが、今後についても、早急に対策が必要な状況となっています。これからは、こうした社会状況の変化を踏まえ、総合的な視点から児童生徒にとって望ましい教育環境を整備していくことが必要です。

そこで今回、この「大和市立小中学校規模適正化基本方針」を策定し、小中学校の学校規模の適正化に取り組むための基本的な考え方や方策等をまとめました。

目 次

1	児童・生徒数等の推移について	1
	(1) 児童・生徒数の推移	1
	(2) 今後の児童・生徒数の推計	2
2	今後の状況について	3
3	適正な学校規模の考え方について	4
3-1	児童・生徒数及び学級数について	5
	(1) 法令等から見た適正規模及び学校規模の特性	5
	(2) 小規模校化及び過大規模校化への対応	6
3-2	学区について	7
	(1) 学区に関する基本的な考え方	7
	(2) 通学距離の適正化	7
	(3) 通学路の防災・防犯・交通安全の確保	8
	(4) 通学区域境界線の明瞭化	8
	(5) 地域コミュニティへの配慮	8
3-3	教育施設について	9
	(1) 教育施設の維持と確保	9
	(2) 教育施設における防災・防犯・安全対策	9
	(3) 学校施設の充実と適正使用	9
4	学校規模適正化の基本的な方策について	10
4-1	学校規模適正化の留意点について	11
	(1) 学区の変更	11
	(2) 校舎の増築	11
	(3) 学校の新設	11
	(4) 統廃合の検討	12
4-2	地域との連携について	12
5	基本方針の活用について	12
6	基本方針の見直しについて	13
7	基本方針策定検討委員会 構成メンバー	13

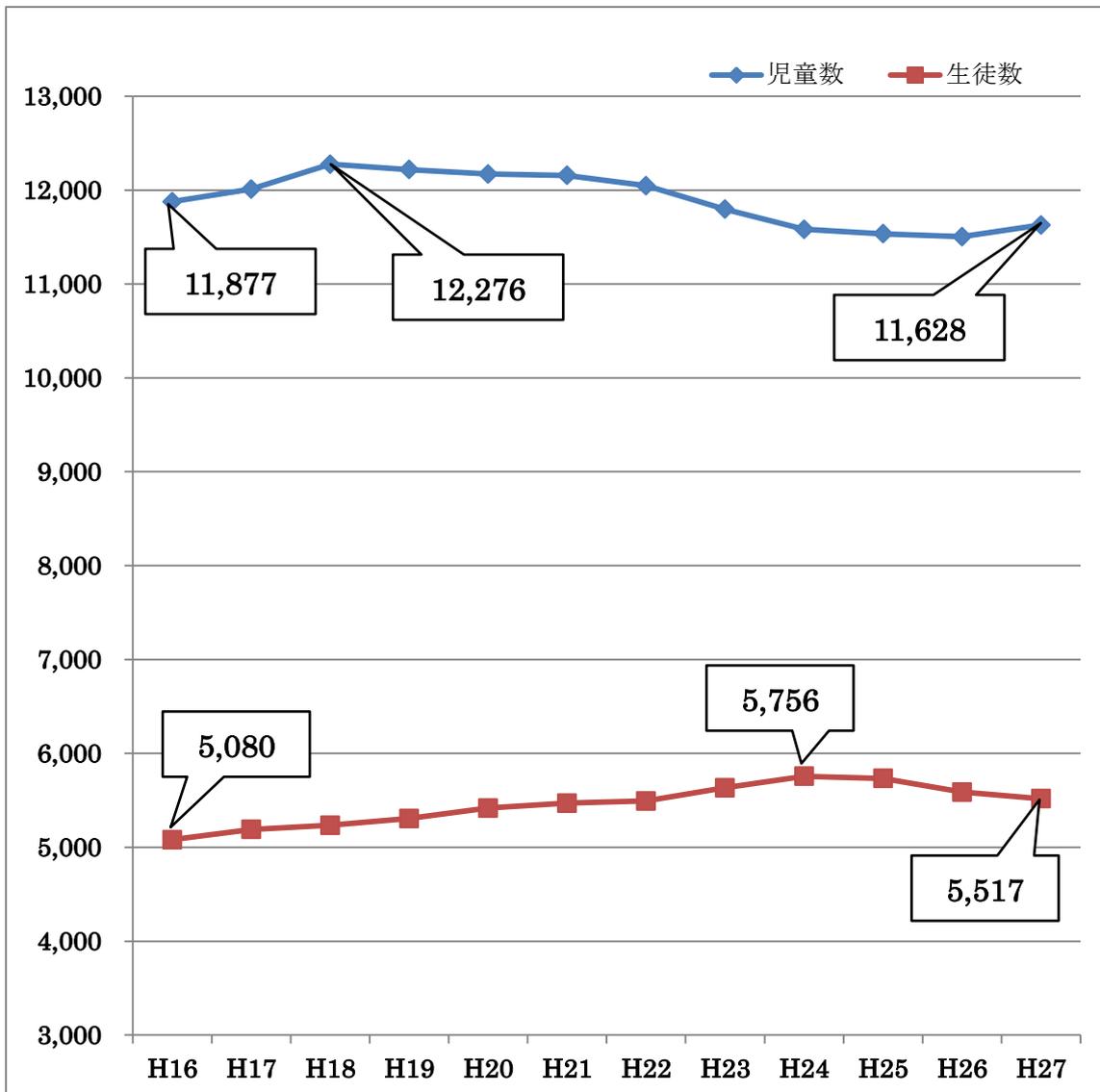
1 児童・生徒数の推移について

(1) 児童・生徒数の推移

大和市の児童数は、平成16年度から27年度の12年間を見ると、増減はあるものの、12,000人前後を維持している。

また、生徒数については、5,000人～5,800人の間を推移している。
[表1-(1)]

[表1-(1)] 児童・生徒数の推移

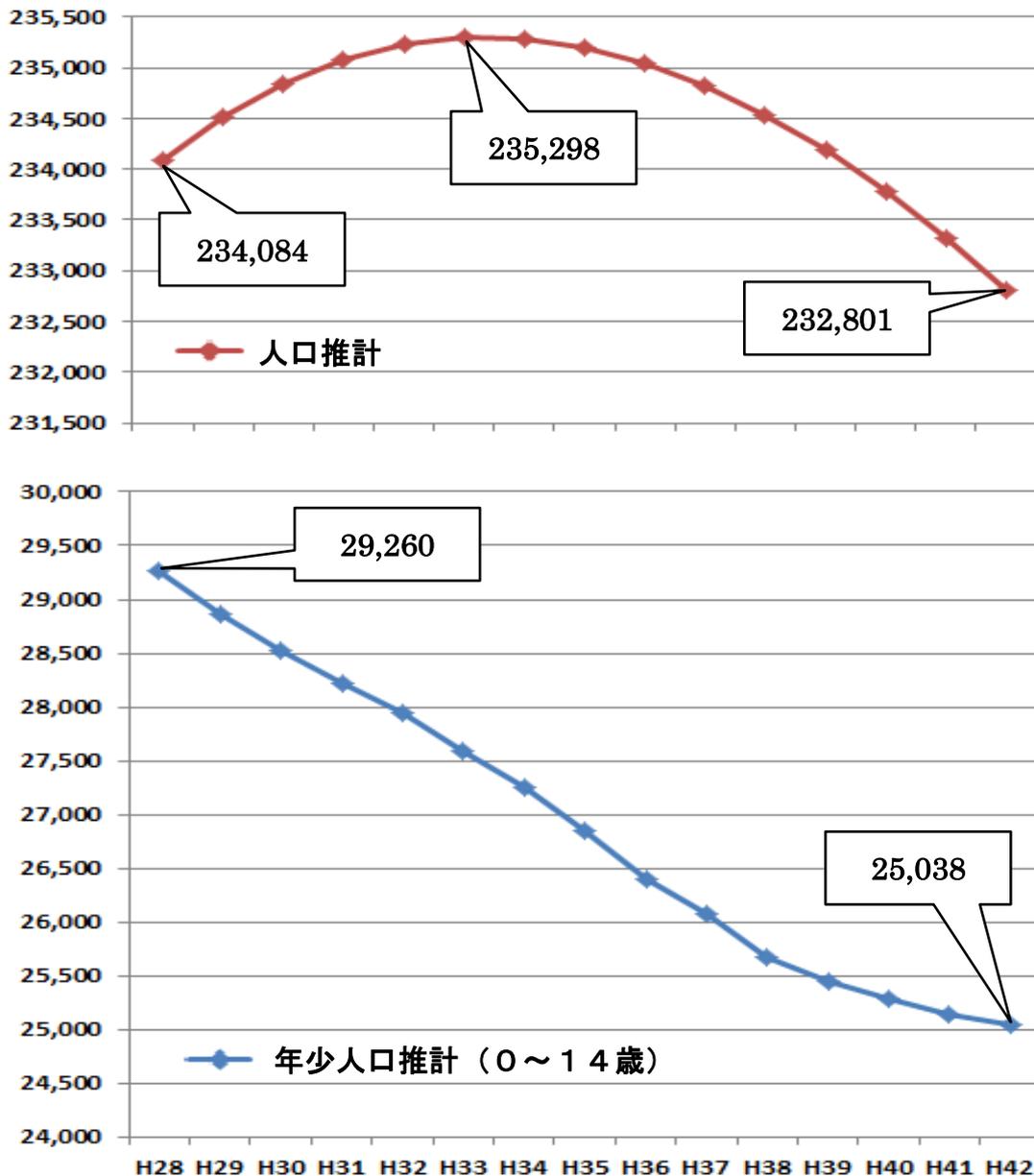


(2) 今後の児童・生徒数の推計

平成28年度以降の本市の人口推計（第8次大和市総合計画後期基本計画策定にあたって、平成23年度に実施した将来人口推計）では、市の総人口は今後も増加を続け、6年後の平成33年には、23万5,298人となりピークを迎え、その後は減少に転じていく見込みとなっている。

これに対して0～14歳の未就学児及び児童・生徒は、緩やかに減少していく見込みとなっている。[表1－(2)]

[表1－(2)] 平成28年度以降の市の人口推計

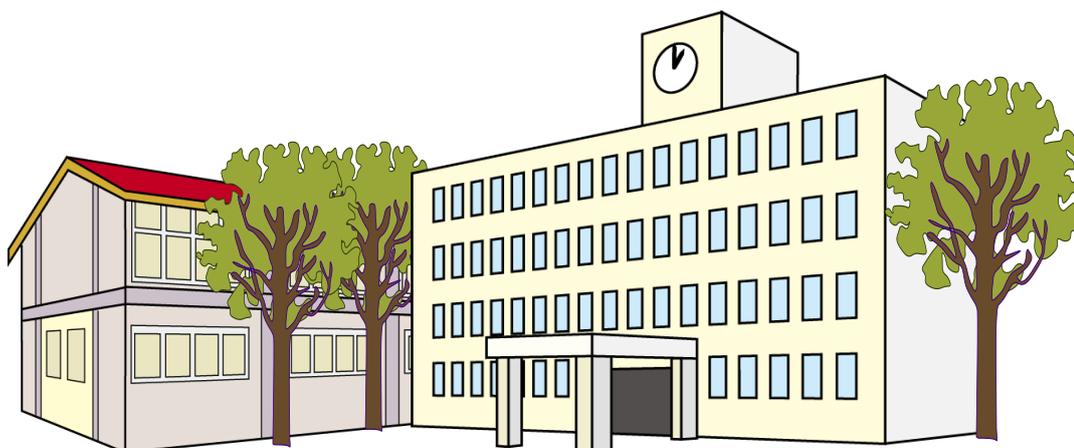


※この人口推計は、住民基本台帳における転出入等の過去のデータを基にしておりますが、直近の人口推移は、多少異なる点があります。

2 今後の状況について

市の人口は、1. 児童・生徒数等の推移（P. 1以降）で見てきたように、平成33年前後をピークに減少に転ずる見込みである。

しかしながら、大規模住宅開発による児童・生徒数の増加に加え、各地区内の生産緑地等の解除や工場跡地等の開発があった場合など、地域によって小中学校の学級数が増加していく可能性もある。今後も、人口の動向を注視しながら、国や県から示される法令・基準の見直しを反映させながら、状況に応じた対応を検討していく必要がある。

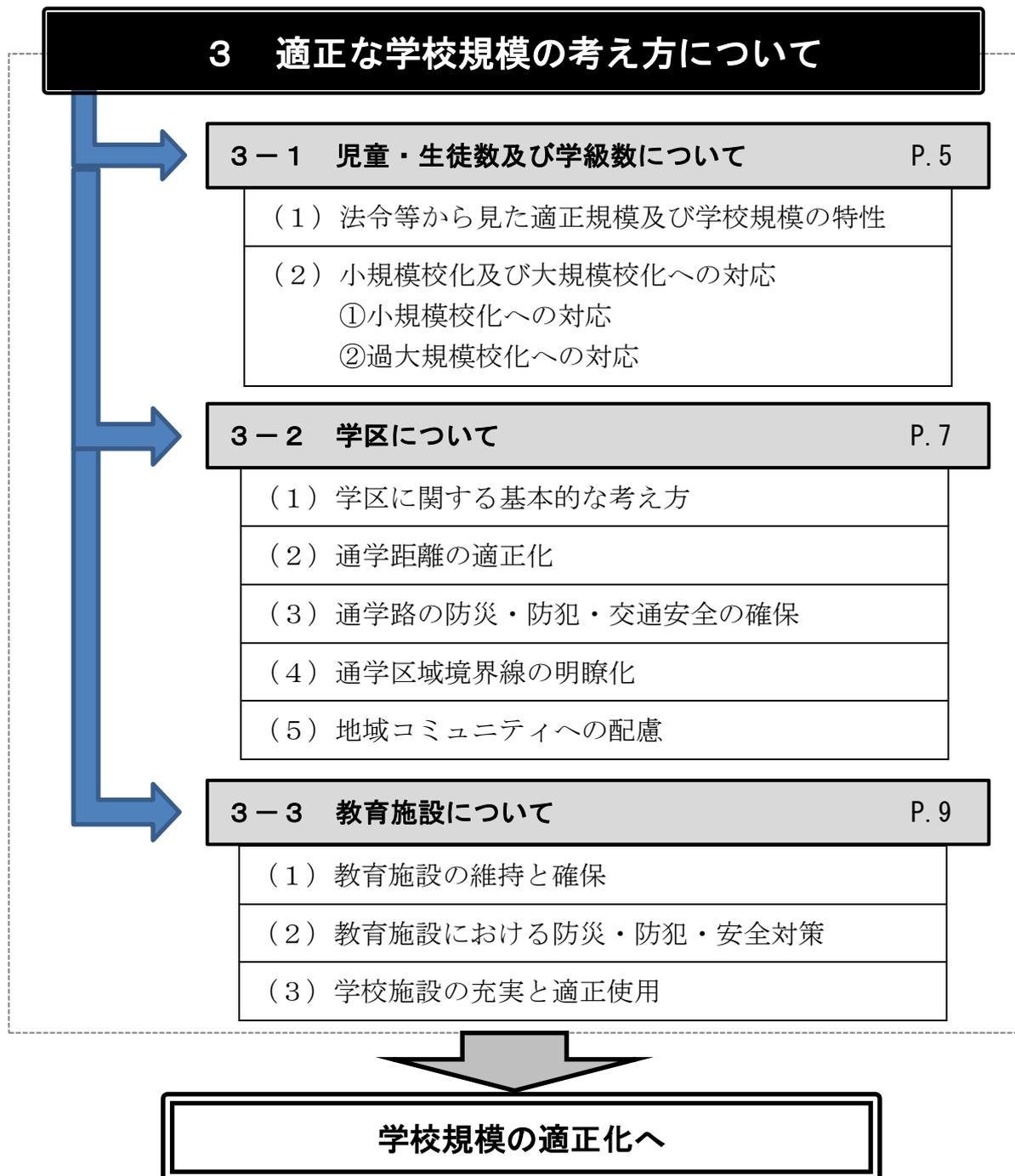


3 適正な学校規模の考え方について

社会は多様な集団で構成されており、子どもたちが将来、社会で生活することを考えれば、義務教育の過程において小さな集団から大きな集団までを経験させることが大切であると考えられ、そのためには一定の規模が必要となる。

各校の適正な規模を考える際には、教員配置などによる教育指導面及び学校の整備や管理などによる施設運営面の双方が教育に及ぼす効果を総合的に判断するものとする。

適正な学校規模の考え方については、次のような項目を主体として検討する。



3-1 児童・生徒数及び学級数について

(1) 法令等から見た適正規模及び学校規模の特性

◇学校教育法施行規則第41条

- ・小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。
ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
- ◇義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第1号
(適正な学校規模の条件)
 - ・学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

○法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされているが、この標準は、「特段の事情があるときは、この限りでない」という弾力的なものとなっていることに留意が必要である。

○文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促してきている。

※平成27年1月27日 文部科学省

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～ より引用

標準規模以外の大規模校及び小規模校には、それぞれ次のような特性がある。

○小規模校の特性

- ・児童・生徒一人一人に目が行き届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。
- ・集団の中で、多様な考えに触れたり切磋琢磨したりする機会が少なくなりやすい。
- ・人間関係が深まりやすくなる反面、固定化しやすくなる傾向がある。
- ・特に中学校においては、配当される教職員数が少ないため、教科等におけるバランスのとれた配置が難しくなる。

○大規模校の特性

- ・多種多様な集団の中で、人間関係が豊かになる。
- ・活気ある学校経営を行うことができる。
- ・教室の確保や体育館、校庭などの施設面に余裕がなくなる。
- ・特別教室の使用頻度など、教育活動に制約を生じる場合があり、一人一人の活動の機会が少くなりやすい。

本市の現状に鑑みれば、一部の地域では児童・生徒数の集中的な増加が予想される。このようなことから、常に適正規模は念頭に置きつつも、小規模校及び大規模校の特性を踏まえながら、学校規模に応じた対策を講じていく必要がある。

(2) 小規模校化及び過大規模校化への対応

学校の小規模校化や大規模校化は、児童・生徒の集団生活や教員の指導体制等において、様々な影響を与えることが懸念される。

将来にわたってよりよい教育環境をつくり、効率的な学校運営を行っていくためには、小規模校化や大規模校化によって生じる教育上・学校運営上の課題の解消に努めるとともに、適正な学校規模の実現を目指していくことが必要である。小規模校化又は過大規模校化が進む学校に対しては、次のような対応を行っていく。

①小規模校化への対応

- 児童・生徒数及び学級数が減少し、今後も横ばいまたは減少傾向が続くことが見込まれる学校では、児童・生徒の学校生活や学習活動、及び学校運営や地域連携の面で、学校の活性化のための検討を行うこととする。
- 小学校においては、児童数の減少により、単学級編成となる状態が継続することが見込まれる場合には、周辺校の動向を考え併せながら、統廃合も視野に入れた検討を行うこととする。

②過大規模校化への対応

- 児童・生徒数が施設規模を上回り増加することが見込まれる学校については、隣接する学校への通学区域の変更をすることが考えられるが、周辺地域の状況や地域コミュニティへ配慮し、長期的視点に立ち検討を進める必要がある。
- 新たな学校の建設による通学区域の分割による対応は、学校用地の確保、建設のための財源確保などの点からも十分な検討が必要である。
- 児童・生徒数の増加は、長期的な視点で見ると、一時的な事象と考えられるが、過大規模校化しつつある学校への対応は差し迫った課題であり、速やかな対応が求められる。学校施設の改修計画も勘案し、特別教室の一時的な転用や、学習環境に配慮した増築等により、必要となる教室等の確保を行う。

3-2 学区について

(1) 学区に関する基本的な考え方

学区は、自治会をはじめ様々な地域組織との関連で、長い経過を経て決定されてきたものであり、また子供の学校生活を核にして形成される地域の間関係の基盤となるものである。

学校規模適正化に伴う学区の変更は、その地域環境の変化を引き起こす可能性を持つものであることから、学区の変更については地域住民、自治会、その他地域組織の理解を前提に、慎重な対応が求められる。

現行学区を変更する場合、学校教育の機会均等を図るため、「通学距離」「通学上の安全確保」「地域コミュニティとの関係」を総合的に考慮し、判断することが求められる。

(2) 通学距離の適正化

- 本市においては住宅密集地域内に学校を配置する状況が多いことを踏まえ、通学距離を設定しており、小学校ではおおむね2 km 以内、中学校ではおおむね3 km 以内を原則としている。

【 参考：国の通学距離の考え方 】

- 義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令
(適正な学校規模の条件)
第4条第1項第2号
通学距離が小学校にあってはおおむね4 km 以内、
中学校にあってはおおむね6 km 以内であること。

- 自転車通学については、本市における現在の交通事情から判断すると実施は困難である。
- 一部の中学校においては、電車通学（相模大塚駅～大和駅）を認め対応する。
※弾力的運用により、通学区域を変更する一部の生徒についても、電車等の公共交通機関の利用を認めるものとする。

(3) 通学路の防災・防犯・交通安全の確保

- 児童・生徒の通学上の安全は、何事にも優先されなければならない。
- 登下校中、道路交通事情をはじめとする交通安全や防犯への配慮がしやすい通学距離及び通学路が確保できることが望ましい。
- 大規模な災害が発生した際、緊急避難場所である学校はできるだけ近距離にあるのが望ましい。
 - ※保護者が学校へ来やすい、児童・生徒が家庭に帰りやすい、地域住民が避難しやすい。
- 通学路の指定にあたっては、通行車両の多い幹線道路等の横断は極力避け、やむを得ない場合は信号機が設置されている道路とする等、安全対策を図るものとする。
 - ※通学路の指定は、年度はじめに各学校がPTAを中心に利用児童・生徒数、経路、距離等を考慮し、いくつかの経路の中で比較的安全と思われる道路を選定し、それをもとに教育委員会が審査し承認するものである。
 - ※通学路は、一般道路を使用しており、児童・生徒の優先道路ではないので、著しい支障がある場合等は、通学路の変更を行い対応する。
 - ※安全対策としての整備・改善等は、教育委員会が関係部局、警察等と連携して可能な限りの取り組みを行う。

(4) 通学区域境界線の明瞭化

- 通学区域の境界を明瞭化することで、通学距離を明らかにし、通学時の安全確保を図るものとする。
- 当該学校の規模・施設の適正を確保するうえから、住宅着工状況（高層住宅等）を常に把握し、通学区域境界の新規住宅等については、必要に応じて学区変更を図るものとする。
- 通学区域の境界でない新規住宅（高層住宅等）についても、学校規模・施設の適正を確保するため、条件（戸数・通学距離・安全面等）が整った場合、飛び地学区で対応を図ることも必要である。

(5) 地域コミュニティへの配慮

- 自治会等の区域に配慮することが望ましい。
- 学校への支援活動、学校施設開放利用、学校行事への参加などのため、地域の方が利用しやすい通学距離となることが望ましい。

3-3 教育施設について

(1) 教育施設の維持と確保

- 学校教育は、適正な学校施設かつ良好な学校環境の下においてはじめて十分な効果を発揮しうるものであるため、学校規模の変遷に応じた適正な教育施設を維持、確保しなければならない。
- 急激な児童・生徒数の増加が予想される場合は、普通教室の確保を最優先とし、一時的には特別教室のプレハブ教室使用等による対応が必要である。
- 今後も、各学校の状況により、プレハブ教室や増改築等で学校施設の適正化を図り、教育環境を維持していく。

(2) 教育施設における防災・防犯・安全対策

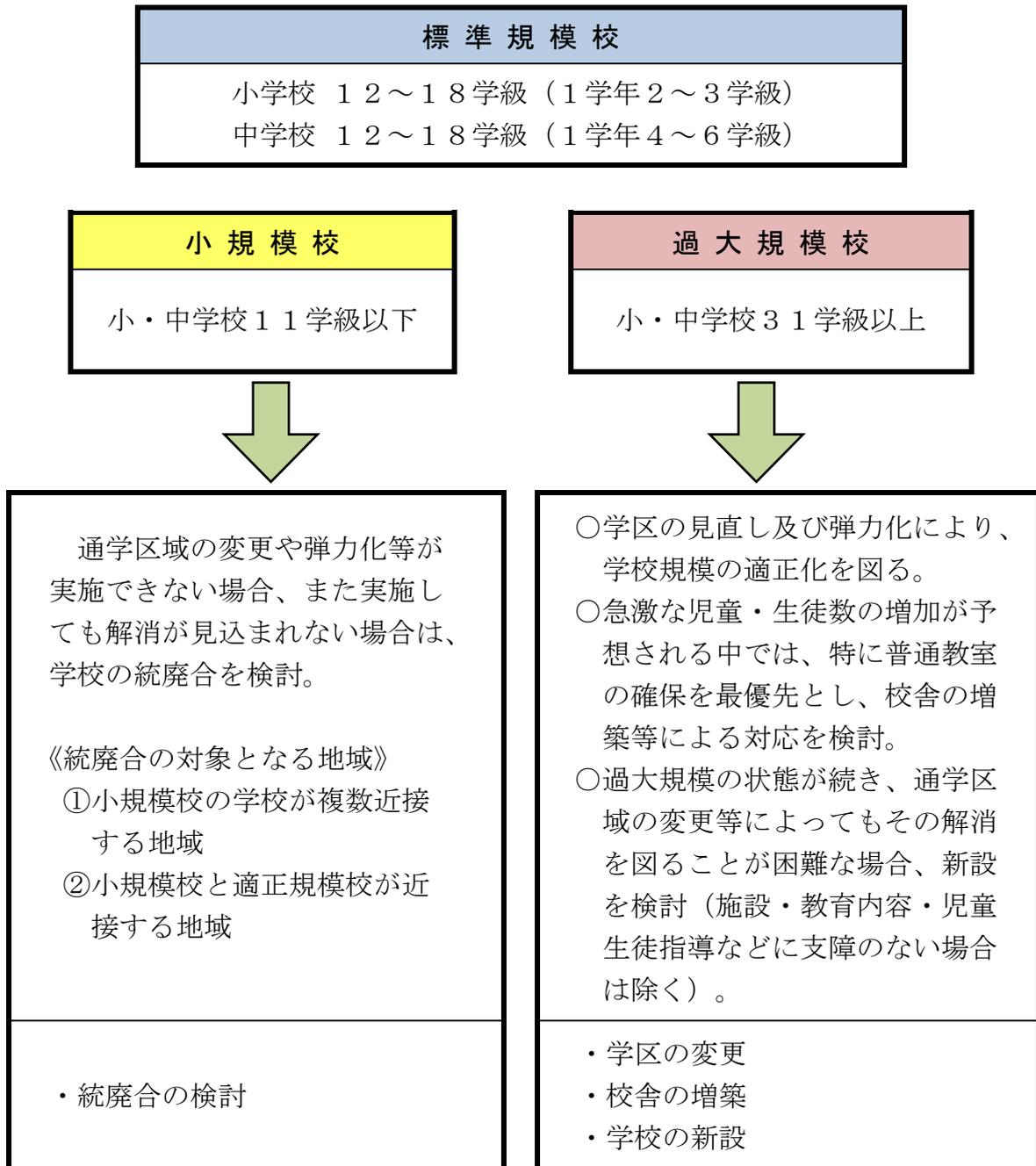
- プレハブや増改築等で学校施設の適正化を図る際には、学習環境の確保及び学校生活の安全管理はもちろんのこと、事故や災害発生した際の避難場所（グラウンド）及び避難経路の確保などを適切に行うものとする。

(3) 学校施設の充実と適正使用

- 大規模校での理科室の2室展開や少人数指導を行う際の教室の確保など、施設の充実を図ることにより、子どもたちの教育効果をより高められるようにする必要がある。

4 学校規模適正化の基本的な方策について

学校規模の適正化等を進めるにあたっては、児童・生徒数の推移と将来推計、通学区域の経過や現状、今後の宅地開発状況などを調査・研究するとともに、次ページ以降に掲げる事項について十分に留意し、調整等を行った上で、それぞれの地域や学校の特性等に応じて慎重かつ適切な対応を図るものとする。



※学級数は通常学級のみを対象とする。

4-1 学校規模適正化の留意点について

(1) 学区の変更

○児童・生徒等への配慮

児童・生徒の心理面や保護者の事情等を配慮し、通学区域の変更等の場合には、在籍者の従前校への就学や、在籍者の兄弟についても従前校の選択を認める等の対応を検討する。

○保護者や地域住民等の理解

保護者や地域住民等に情報提供や丁寧な説明を行い、課題を共有し、基本的な理解が得られるよう努める。

○通学路・通学距離の検討

通学路や通学距離に支障が生じないように、児童・生徒、学校、保護者、地域住民の意見等を踏まえながら、児童・生徒の安全確保を十分に考慮し検討を行う。

(2) 校舎の増築

○増築工事期間中、校庭や教材、教具の使用が大きく制限されるなど、授業や休み時間で活用する場が減少することなどへの対応が必要である。

○校舎の増築には、少人数指導用の教室の確保、特別教室の拡張など、教育環境の充実が図られるような対策が必要である。

(3) 学校の新設

○設置について

用地取得の困難さと、少子化の進行に伴う将来的な児童・生徒数の減少を考慮し、学校の新設については慎重に検討する。

○通学区域の弾力化

早期に通学区域の変更調整等を実施するとともに、指定校以外の学校への就学を認める取り組みなど、弾力的な運用で適正な方策を検討する。

○施設の転用

将来的に児童・生徒数が減少した際には、他の目的として使用可能となる施設設計を検討する。

○防災・防犯・交通安全対策

児童・生徒の防災・防犯・交通安全対策を十分に考慮する。

(4) 統廃合の検討

- 統廃合を視野に入れる地域
過小規模化の進行が著しいと見込まれ、教育環境確保のため、早急な対応が必要な地域を優先する。
- 統廃合の方針
既存の学校施設を活用し、統合に伴う新設校の建設は原則行わないものとするが、既存の学校施設について、老朽校舎の改築時期に符合する場合は、これを考慮に入れて検討する。
- 統廃合後の旧学校施設について
教育的視点だけでなく、地域のニーズにも配慮した幅広い視点を持ち、旧学校施設の活用等の検討を行う。

4-2 地域との連携について

- 学区の編成にあたっては、保護者や自治会等の理解が必要である。
- 従前より、地域住民の同意に基づく自治会単位での学区変更要望については、当該学区の状況を判断し、受け入れ可能な場合には対応しているが、引き続き同様に対応する。
- コミュニティ活動は住区（小学校区）を基盤とする立場から、原則として自治会等の活動を推進できるよう配慮する。

5 基本方針の活用について

今後、何らかの対策を講じなければならない学校については、各学校の状況に応じて、保護者や地域、学校関係者などからなる協議会を開催し、当基本方針に基づき、適正規模に近づけるための具体的な方策を検討していくこととする。

6 基本方針の見直しについて

この基本方針については、今後における学級編制基準の改訂などの教育制度の改変や社会情勢の動向を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

7 基本方針策定検討委員会 構成メンバー

No.	検討委員会	所 属	職 名	氏 名
1	委員長	つきみ野中学校	校 長	大澤 一郎
2	副委員長	北大和小学校	校 長	前田 良行
3	委 員	渋谷中学校	校 長	西舘 健吾
4	委 員	上和田小学校	校 長	小西 雅江
5	委 員	教育部	部 長	齋藤 園子
6	委 員	教育部 教育総務課	課 長	大下 等
7	委 員	教育部 指導室	室 長	藤井 明
8	事務局	教育部 学校教育課	課 長	犬塚 克徳
9	事務局	教育部 学校教育課 学務担当	係 長	大塚 健太郎
10	事務局	教育部 学校教育課 学務担当	指導主事	遠藤 昌司

No.	アドバイザー	所 属	職 名	氏 名
11	学識経験者	流通経済大学社会学部	教 授	小松 郁夫
		国立教育政策研究所	名誉所長	

大和市立小中学校規模適正化基本方針

発 行 平成28年3月

大和市教育委員会教育部学校教育課